

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

（平成 31 年 3 月 日
閣 議 決 定 案）

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 8 条第 6 項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成 18 年 9 月 8 日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

前文中「環境未来都市」の下に「・SDG s 未来都市」を加える。

第 1 章 1 中「備わっていることから、」の下に「子ども・子育て世代や」を加え、「必要である。」の次に次のように加える。

また、多くの都市で、空き地・空き家・空き店舗が時間的・空間的にランダム性をもって発生し、都市構造が低密度化する「都市のスポンジ化」というべき事象が生じている。都市のスポンジ化は、居住や都市機能の誘導・集約の取組効果を減殺し、コンパクトなまちづくりの実現に大きな障害となり得るものであり、空き地等の適正管理や有効活用、発生抑制等に向けて、適切な対策を講ずる必要がある。

第 1 章 1 中「社会経済状況」を「社会経済情勢」に、「医療・福祉といった機能」を「医療・福祉機能等」に改め、「地域公共交通の充実」の下に「、民間団体が主体となる自主的なまちづくりの取組（エリアマネジメント活動）や地域が一体となって進める商店街活性化等に関する地域再生の取組、災害に強いまちづくりなどの国土強靱化の取組」を加える。

第 1 章 2 中「効率性の向上」の下に「、空き地・空き家・空き店舗といった遊休資産の有効活用」を加える。

第 2 章 1 中「法第 9 条」を「法第 9 条第 1 項に定める中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）に関し、同条第 10 項」に改め、「地方支分部局において、」の下に「都道府県とも連携し、」を、「環境未来都市」の下に「・SDG s 未来都市」を、「観光立国」の下に「、国土強靱化」を加える。

第 2 章 2 中「行うものとする」を「行い、その内容や活用事例の周知を図るものとする」に改める。

第2章4(2)中「指標の」を「指標として、」に、「に基づいて」を「(以下「目標指標」という。)を」に改め、「設定するものとする。」の下に「目標指標については、基本計画に記載された取組が目標の達成に寄与しているかを的確に把握できるよう、それらの取組との関係が明確になるよう設定する必要がある。」を加え、「定量的な指標を」を「目標指標を」に改める。

第2章5中「努める。」の下に「また、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進できるよう、ハード・ソフトの一体的な取組、官民連携の取組等について、各府省庁が緊密に連携し、各種支援措置の相乗効果が発揮されるよう努める。」を加える。

第2章6(1)①中「認定を受けた市町村」の下に「(以下「認定市町村」という。)」を加え、「行うよう努めるものとする」とともに」を「行うとともに」に、「基本計画に」を「認定基本計画に」に、「その結果」を「それらの結果」に、「市町村は、認定基本計画の」を「証拠に基づく政策立案(以下「EBPM」という。)の観点からPDCAサイクルを適切に実施できるよう、認定市町村は、認定基本計画の実施状況を適切に把握するとともに、認定基本計画の」に、「評価指標」を「目標指標」に、「評価するとともに」を「評価を行うよう努めるものとする。また、中心市街地の活性化が地域全体の活性化に結びついていくかといった観点も含め多様な評価を広く検討することが重要であり、人口動態や地価動向といった」に改め、「公表する」の下に「など、目標指標以外にもRESASの客観的・統計的なデータ等を活用し多様な評価を行う」を加える。

第2章6(1)②中「市町村」を「認定市町村」に改め、「達成状況等から判断し、」の下に「目標の達成が難しいと判断されるなど」を、「当該認定基本計画」の下に「について目標達成に資する事業の追加・変更等」を加える。

第2章6(1)③中「市町村」を「認定市町村」に、「評価する」を「目標の達成状況に関する目標指標に基づく評価との整合性にも留意しつつ適切に総合的な評価を実施する」に改める。

第2章6(1)④中「評価指標」を「目標指標」に、「評価を」を「評価等を引き続き」に改め、「行い、」の下に「その結果を踏まえ、中心市街地の活性化に資する取組を実施するなど、」を加える。

第2章6(1)⑥中「基本計画の認定を受けた市町村」を「認定市町村」に改める。

第2章6(2)中「市町村」を「認定市町村」に改める。

第3章2(1)及び(2)中「策定」を「作成」に改める。

第7章2(4)①a)中「中心市街地(以下)」の下に「本項において」を加え、同②a)中「本項において、」を「本項において」に改め、同④中「大店立地法の特例に係る措置」を「本特例措置」に改め、同章2中(4)を(6)とし、(3)①中「法第43条」を「法第42条」に改め、同章2中(3)を(5)とし、(2)を(4)とし、(1)を(3)とし、第7章2本文を同(1)とし、次の見出しを付す。

(1) 具体的事業及び措置の内容

第7章2中(1)の次に次のように加える。

(2) 記載事項

基本計画には、現在実施中又は計画期間内に実施を予定している事業及び措置について、中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性を記載するとともに、当該各事業及び措置の種類、実施主体、おおむねの位置又は区域、実施時期等をそれぞれ記載するものとする。

第8章2(6)①中「行うもの」を「行う者」に改める。

第9章1(1)中「行い、」の下に「密接な」を加え、「重要である。」の次に次のように加える。

さらに、国の支援措置を有効に活用し、都道府県による広域的観点からの助言等を得つつ、中心市街地の活性化を効果的かつ効率的に推進するため、基本計画の作成や認定基本計画の実施に当たっては、国や都道府県とも密接な連携や調整を図ることが重要である。

第9章1(2)①b) (iii)中「市町村」の前に「当該中心市街地をその区域に含む」を加える。

第9章2①中「当たり」の下に「、EBPMの観点から」を加える。

第9章2②中「当該事業者や」の下に「地権者、地域住民といった様々な利害関係者」を加える。

第10章1中「必要である。」の次に次のように加える。

また、居住や都市機能の誘導・集約の取組効果を減殺し、コンパクトなまちづくりの実現に大きな障害となり得る都市のスポンジ化にも適切な対策を講じる必要があ

る。

第10章2中「策定」を「作成」に改め、「おくことが考えられる。」の次に次のように加える。

また、特に、中心市街地の活性化のために郊外の大規模集客施設の立地を抑制する一方で、近隣の市町村で地域雇用創出等のために大規模集客施設を郊外に誘致するなど、市町村間の政策の違いによって中心市街地の活性化に取り組む政策効果が限定的になる場合もあることから、大規模集客施設の立地について適切な誘導が図られるよう、必要に応じ広域的観点から市町村相互の整合性確保と連携促進を図るための助言等を求めるなど、都道府県と連携を図ることも重要である。

第10章2中「別表第二（わ）項」を「別表第二（か）項」に改める。

第10章3中「必要である。」の次に次のように加える。

また、都市のスポンジ化対策を推進するため、空き地等の適正管理や有効活用、発生の抑制等に向けて、適切な対策を講じる必要があり、平成30年7月に施行された改正都市再生特別措置法等で創設された各種制度（低未利用地土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定等）の活用を図ることが考えられる。

第12章2中「策定」を「作成」に改める。

第12章4中「隣接市町村」を「近隣の市町村」に改め、「重要である。」の次に次のように加える。

また、中心市街地における大規模小売店舗の立地を促進し中心市街地の商業等の活性化を図るための大規模小売店舗立地法の特例措置（第7章2.（6））については、中心市街地の活性化に取り組む市町村との密接な連携により効果的な活用を図ることが期待される。

第12章4中「大規模集客施設の立地など」を「大規模集客施設等の立地の抑制や誘導など」に改める。

第12章5中「策定」を「作成」に改める。